

# 地域経済情報化基盤整備費補助金

## 公募予告説明資料

公募期間:平成21年6月26日(金)～7月10日(金)

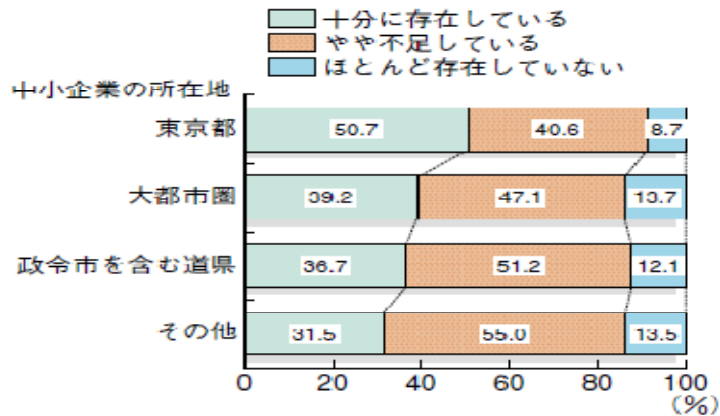
上記の期間は、変更される場合があります。

2009年6月  
経済産業省  
商務情報政策局

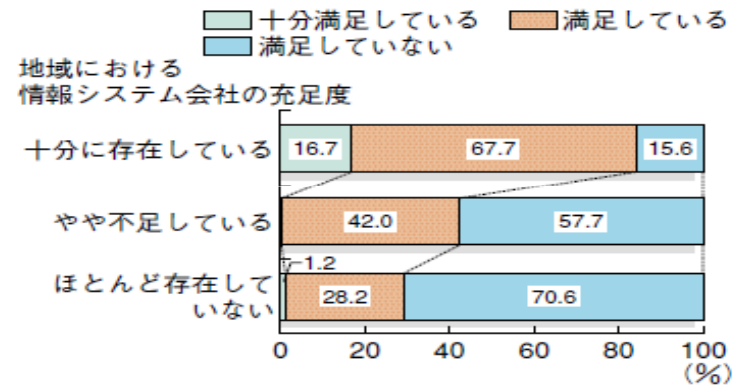
地域においては、ITの供給力が不足しているため、中小企業のIT導入がなかなか進まず、中小企業のITを活用した生産性の向上や経営の高度化の実現が遅れている現状にあります。

これらを解決するため、地域の中小ITユーザ企業と中小ITベンダの連携強化を図る「地域イノベーションパートナーシップ」を推進しています。

地域における情報システム会社の充足度



地域における情報システム会社の充足度と満足度



出典：「中小企業白書2008年度」

本補助事業は、中小企業等に対して情報の処理、提供及びソフトウェアの作成等のサービス(以下「情報サービス」という。)を提供しようとする者が、情報サービスの高度化を図るために必要となる事業基盤を整備することを促進し、中小企業等が必要とする情報サービスの質的・量的向上を図ることで、中小企業等の情報化を推進し、もって、地域経済の活性化に貢献することを目的としています。

具体的には、地域のIT供給力の強化を図るべく、中小ITベンダ同士が連携し、中小企業等ITユーザのニーズに対し、効率的、かつ効果的なITサービスを提供していけるよう、その連携活動を支援します。



### 1. 対象者

地域の中小企業等ITユーザーにITサービスを直接提供しようとする中小ITベンダ(注1)の連携体(コンソーシアム)(注2)。

(注1) ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む会社又は個人であって、資本の額又は出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下のもの。

(注2) ただし、補助事業を円滑に実施するため、幹事団体・企業として必要不可欠な管理業務のみを行う者については、上記(注1)の要件を問わない。

### 2. 補助率等

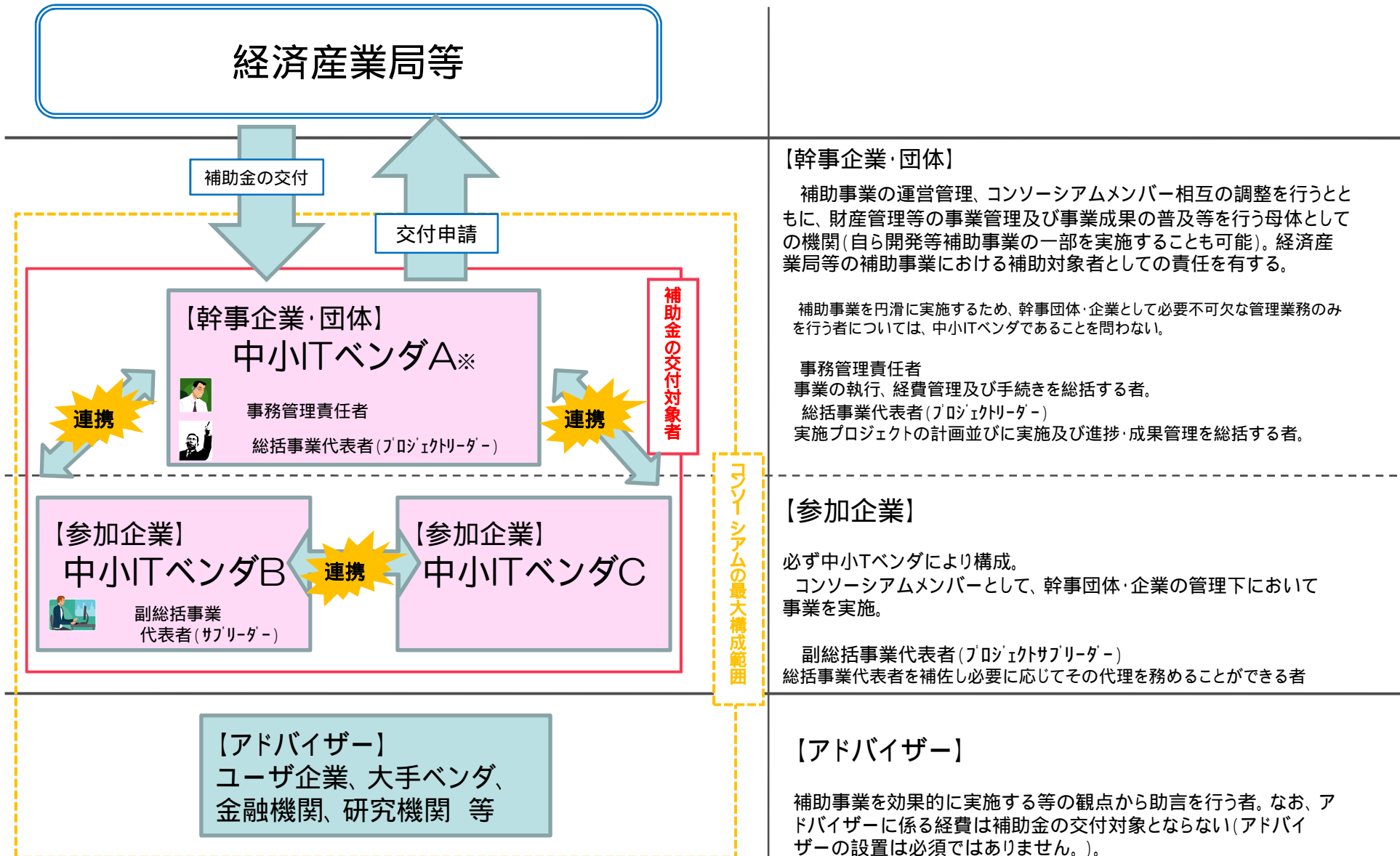
補助率： 補助対象経費の2分の1以内。

補助金の規模： 100万円～2,000万円/件。

### 3. 補助事業期間

交付決定日から平成22年3月31日までとなります。

なお、この補助事業期間外(交付決定日より前)に実施した事業については、補助対象となりませんのでご注意ください。



## 【幹事企業・団体】

補助事業の運営管理、コンソーシアムメンバー相互の調整を行うとともに、財産管理等の事業管理及び事業成果の普及等を行う母体としての機関(自ら開発等補助事業の一部を実施することも可能)。経済産業局等の補助事業における補助対象者としての責任を有する。

補助事業を円滑に実施するため、幹事団体・企業として必要不可欠な管理業務のみを行う者については、中小ITベンダであることを問わない。

事務管理責任者  
事業の執行、経費管理及び手続きを総括する者。  
総括事業代表者(プロジェクトリーダー)  
実施プロジェクトの計画並びに実施及び進捗・成果管理を総括する者。

## 【参加企業】

必ず中小ITベンダにより構成。  
コンソーシアムメンバーとして、幹事団体・企業の管理下において事業を実施。

副総括事業代表者(プロジェクトサブリーダー)  
総括事業代表者を補佐し必要に応じてその代理を務めることができる者

## 【アドバイザー】

補助事業を効果的に実施する等の観点から助言を行う者。なお、アドバイザーに係る経費は補助金の交付対象とならない(アドバイザーの設置は必須ではありません。)

### 【事業の内容】

情報サービスの生産性、信頼性等、品質の向上を図るための、技術基盤の開発、人材育成等、技術力の強化を行うための事業

### 【具体的事業の例示】

以下は想定される事業例。各地域の実情や特性に応じた課題を解決するため、これらの事業を組み合わせ実施することが望ましい。

#### 研究開発及び基本ソフト作成のための事業

- 資金力や人材が不足する中小ITベンダが、短期間に、少ない要員で、生産性や品質の高いソフト開発ができるよう、予め用意しておく、開発用基本モジュールソフトを開発する事業

※ソフト開発の部品となるよう土台や部品 となるものを想定しており、実用に当たっては、必ずカスタマイズを必要とするものに限る。

- 将来の連携事業を目的として、技術者の技能向上や共同開発のための実証試験を行う等の目的で試作ソフトウェアの開発を行う事業
- 複数のベンダが活用できるソフトウェア開発テスト環境を整備する事業

(注)対象とならない事業

- ・直ちに販売できるパッケージソフトウェアなどの商品開発
- ・特定の顧客の要求に基づくSI事業

#### 開発人材育成のための事業

- ソフトウェアの開発(評価・検証を含む)に必要な技術やスキルを習得するために研修等の事業
- 複数の企業が参加する大規模な開発のプロジェクトマネジメントを適正に行うことができる人材を育成するための研修等の事業

(注)対象とならない事業

- ・特定の企業の製品や技術に特化した内容の研修事業
- ・事業者団体等が行う不特定多数の会員を対象とした研修事業

#### 海外企業連携のための事業

- 海外企業と連携した開発や外国人技術者を活用した開発を適正にマネジメントできるプロジェクトマネジャーを養成するための研修等の事業
- 有能な外国人技術者を発掘し、ITSSなどの人材育成・評価ツールに基づいた研修や日本語研修を通じて我が国企業で活用できる人材へと育成するための事業

- 海外企業の先進的な技術を活用・導入するための調査事業

※当該技術を活用・導入して、研究開発や基本ソフト作成まで実施する計画が望ましい。

(注)対象とならない事業

- ・海外企業の動向を調査するのみの事業

### 【事業の内容】

中小企業等に対して情報技術の活用による業務最適化等を提案するための人材育成、提案活動を支援するための技術基盤の開発等、営業力の強化を行うための事業。

### 【具体的事業の例示】

以下は想定される事業例。各地域の実情や特性に応じた課題を解決するため、これらの事業を組み合わせる実施することが望ましい。

#### 営業人材育成のための事業

- 顧客の要求の分析や、要件定義を的確に行うことができる技術者を育成するため、研修等を通じて必要な技術やスキルを習得させる事業。
- 営業担当人材を育成するため、研修等を通じて必要な知識や技能、スキルを習得させる事業。

#### (注)対象とならない事業

- ・特定の企業の製品や技術の販売に特化したスキル等を学ぶための研修事業
- ・事業者団体等が行う不特定多数の会員を対象とした研修事業

#### 販路・取引拡大のための事業

- 展示会や見本市へ出展し、販路の拡大や自社製品の市場での評価を検証する事業。  
※各地域で開催されるもののほか、首都圏等で開催されるもの(例CEATEC Japanなど)も対象
- 共同受注や、開発と保守運用の分割など連携して事業をする場合の課題(業務分割の方法やリスク分担等ITベンダ間の法的関係を整理するもの)を解決するための調査・研究事業。

#### (注)対象とならない事業

- ・単に展示会や見本市に出展するのみで、フォローアップ等が実施されないもの。
- ・連携促進及び事業環境の整備につながらない調査・研究事業(当該調査を踏まえて、今後どのような取組を行うのかが明からでないもの)。

#### 共同営業基盤構築のための事業

- 各企業が開発したソフトウェアや共同開発したソフトウェアを販売するために、共同して販売部門の構築や機能強化を行う事業。
- 複数のITベンダの商品を販売するために必要となる様々な知識をデータベース化するなどして供給する事業。

#### (注)対象とならない事業

- ・既存の商社等に販売を委託する事業
- ・各企業の顧客管理システムを共同で構築する事業。

### 【具体的事業事例】

(中小ITベンダが抱える課題)

- ・複数社が強みを持ち寄り、共同開発や共同受注を行いたい、連携して開発する際の技術上の課題がクリアできない。  
また、法的問題の解決に関して弁護士や弁理士等の専門家を活用する資金的余裕が無い、開発の実現が困難となっている。



(連携により課題を解決)

- ・連携して試作ソフトウェアを開発することを通じて、具体的な課題の抽出や課題解決の具体策を策定。
- ・また、外部専門家を招き、法的課題の抽出や解決の具体策を策定。
- ・さらに、外部の専門家や専門機関を活用し、連携して大規模開発のプロジェクトマネジメントを適正に行うことができる人材を育成。



### 【具体的事業事例】

(中小ITベンダが抱える課題)

- ・同地域で操業する三社は、異なる分野で独自の強みを持っており、連携してソフトウェアの開発に当たれば、地域のユーザに支持されるシステム開発が可能であるが、財政的、時間的余裕が無く実現できない。



(連携により課題を解決)

- ・三社が連携し、独自の強みを出し合うとともに、ソフトウェアの基本モジュールを開発。
- ・上記モジュールを活用して首都圏で開催される大規模展示会に出展。目の肥えた来場者の意見を聞き、更に改良。



### 【具体的事業事例】

(中小ITベンダが抱える課題)

- ・下請業務を通してシステムの開発の一部の工程や特定分野の技術に強みを持つが、システム全体の設計・開発できる技術や人材が不足。  
強みを生かしてユーザに直接ソリューションを提供できない。



(連携により課題を解決)

- ・要件定義等上流工程の実績があるA社、設計や開発が得意なB社、さらに営業力に強みがあるC社が連携。
- ・各社の人材が有する知識や技能、ノウハウなどを相互に補完するための研修を実施し、各社の技術者のスキルを向上することを通じて、IT供給力を強化。



- 補助対象経費は以下の経費とする。
- 補助対象となる経費は補助金交付決定日以後に発生したものに限る。



### < 人件費 >

- 研究開発や研修事業の実施に直接従事する者の業務時間に対する人件費
- 人件費単価は「健康保険等級」等を基準に算定
- 業務日誌による従事時間の管理が必要



### < 謝金・旅費 >

- 外部専門家を招聘するために必要な謝金。
- 専門家の招聘等に必要旅費



### < 外注費 >

- マスタの整備など一定業務を他者に外注する際の費用

### < 委託費 >

- コンソーシアム外の企業や大学等への研究開発の一部委託など、専門性の高い業務を他者に委託する際の費用



### < 備品費 >

- 事業の遂行に必要なソフトウェア等の購入費

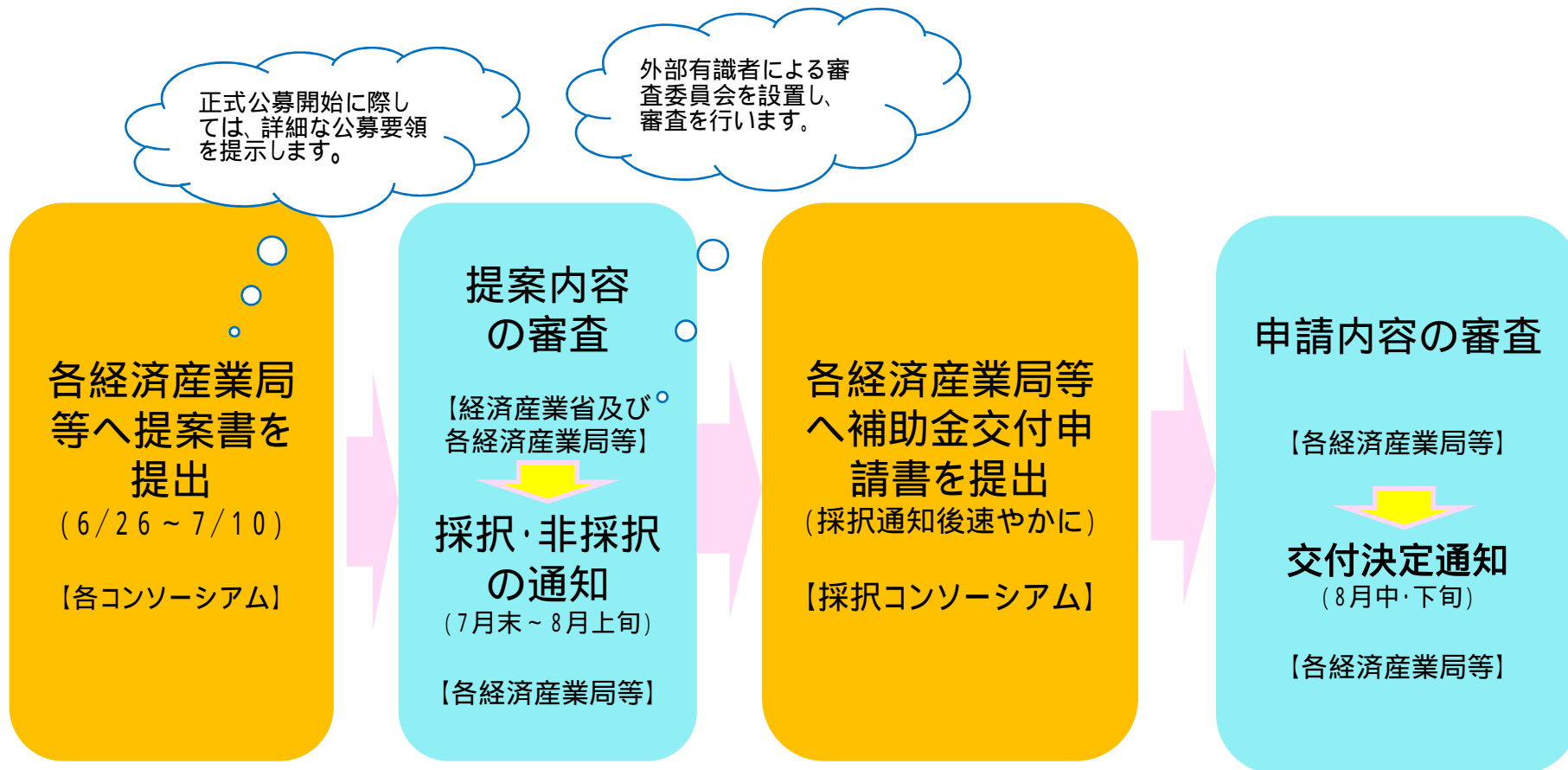
### < 電子計算機等借料 >

- 大型・高速サーバーなど開発の実施に必要な電子計算機等の借料

### < その他 >

- 通信・運搬費
- 印刷製品費
- 展示会の出展料
- 臨時雇用職員の賃料

など



上記の期間は目安です。経済産業省内の調整により変更することがあります。

## 1．事業の背景及び目的

### 1-1 当該地域における情報化の現状と課題(供給側の課題にも言及すること)

事業提案に至った背景として、当該地域の情報化の現状の特徴、問題点、課題などについて、供給側からの視点も含め具体的に記載してください。

### 1-2 上記課題を踏まえた本事業の目的

1-1を踏まえ、コンソーシアムメンバーのIT供給力を強化するためにどのような事業を実施するのか、具体的に記載してください。

## 2．事業目標

### 2-1 事業目標

### 2-2 具体的な目標の根拠

## 3．事業のイメージ図・実施体制図（適宜、図表等を活用し、説明）

## 4．具体的事業計画

計画している事業内容について、具体的かつ詳細に記載してください。

上記のほか、事業の実施スケジュール、事業に要する経費の明細、コンソーシアムの概要等が必要。

経済産業局等	所在地等	管轄する都道府県
北海道経済産業局 地域経済部情報政策課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 tel:011-700-2253 fax:011-707-5324	北海道
東北経済産業局 地域経済部情報・製造産業課	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台 第1合同庁舎 tel:022-221-4903 fax:022-223-2658	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島
関東経済産業局 地域経済部情報政策課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さ いたま新都心合同庁舎1号館 tel:048-600-0282 fax:048-601-1289	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、 山梨、長野、静岡
中部経済産業局 地域経済部情報政策課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 tel:052-951-0560 fax:052-961-7698	富山、石川、岐阜、愛知、 三重
近畿経済産業局 地域経済部情報政策課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-4 4 大阪合同庁舎1号館 tel:06-6966-6015 fax:06-6966-6077	福井、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 地域経済部地域経済課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島 合同庁舎2号館 tel:082-224-5630 fax:082-224-5765	鳥取、島根、岡山、広島、 山口
四国経済産業局 地域経済部地域経済課 情報政策室	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サ ンポート合同庁舎 tel:087-811-8515 fax:087-811-8554	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 地域経済部情報政策課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-1 1- 1 福岡合同庁舎(本館) tel:092-482-5440 fax:092-482-5538	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 tel:098-866-1730 fax:098-860-1375	沖縄
【本省】 経済産業省商務情報政策局 地域情報化人材育成推進室	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 tel:03-3501-2646 fax:03-3580-6073	—